

令和5年氷川町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時：令和5年5月11日（木） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：14名

1番 金川 次男	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
7番 坂口 誠一	8番 中村 貢	9番 濱田 正澄
10番 宮崎 武士	11番 永田 裕二	12番 稲田 一
13番 井副 陽子	14番 本田 智恵子	

4. 出席農地利用最適化推進委員：11名

1番 稲田 誠	3番 岩村 大祐	4番 緒方 眞二
5番 宇田 義生	6番 松本 荘一	7番 藤田 譲治
8番 野尻 一也	9番 本山 満	10番 木村 高雄
12番 丸山 修二	13番 橋本 隆也	

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農用地利用配分計画について

(3) 農地への地目変更について

日程5. 議案審議

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第20号 農用地利用集積促進等計画書（配分）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 大寺 玉緒

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和5年氷川町農業委員会第5回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は坂口会長にお願いしたいと思います。

はじめに、坂口会長より挨拶をお願いいたします。

坂口会長 ——〈挨拶〉——

坂口議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、6番、木村委員、8番、中村委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。報告事項は3件です。まずはじめに、報告(1)について事務局より説明願います。

大寺職員 ——〈報告事項(1)について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

坂口議長 なにもないようですので、報告(1)についてはこれで終わります。

つぎに、報告(2)について事務局より説明願います。

大寺職員 ——〈報告事項(2)について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

坂口議長 何もないようですので、報告(2)についてはこれで終わります。

つぎに、報告(3)について事務局より説明願います。

大寺職員 ——〈報告事項(3)について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

坂口議長 何もないようですので、報告(3)についてはこれで終わります。

つぎに、議案審議です。

まずはじめに、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は4件です。

はじめに、案件(1)について事務局より説明願います。

續係長 ——〈議案第17号、案件(1)について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を中村委員よりお願いします。

中村委員 5月9日午前10時30分より申請者立会のもと現地を確認しました。申請地は許可するに問題ありませんでしたので報告します。審議方よろしくをお願いします。

坂口議長 ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありますか。

永田委員 現地の写真をみれば木が植わっていますが、これは果樹ですか。

續係長 現状は雑木などありますが、整地して栗などを植えるとのこと。

坂口会長 他になにかありませんか。
(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので、議案第17号、案件(1)について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。
(全員挙手)

坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。
つづきまして、案件(2)について事務局より説明願います。

續係長 ——<議案第17、案件(2)号について説明>——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を園田委員よりお願いします。

園田委員 5月9日午前10時より現地を確認いたしました。申請地は許可するに問題ありませんでしたので報告します。審議方よろしくをお願いします。

坂口議長 ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありますか。
(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので、議案第17号案件(2)について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。
(全員挙手)

坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり認めます。
つづきまして、案件(3)について事務局より説明願います。

續係長 ——<議案第17、案件(3)号について説明>——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので現地確認報告を井副委員よりお願いします。

井副委員 5月9日午前9時30分より現地を確認しました。申請地は許可することに問題はありませんでしたので報告します。審議方よろしくをお願いします。

坂口議長 ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありますか。

(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので、議案第 17 号、案件 (3) について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり認めます。つづきまして、案件 (4) について事務局より説明願います。

續係長 ——<議案第 17 号、案件 (4) について説明>——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありました。何かご意見はありませんか。

濱田委員 譲渡人について、譲渡人として会社名がありますがこれは何の法人なのでしょう。

坂口議長 これは宗教法人になりますが、その法人が生産法人も立ち上げているということです。

入江委員 もともと荒地だったところを整地して、耕作されるのであれば綺麗になっていいことだと思います。

坂梨事務局長 今年の 4 月から五反要件というのが撤廃されたことにより案件 (4) の申請人は農地の取得に関して許可申請ができるわけです。事務局としても申請者に対して、必要要件を何度も確認しております。その中で、「せつかく農地へ復元したから自分で耕作したい」という意思があらわれましたので、そこを踏まえて申請受付をしたところです。入江委員がおっしゃられた通り、管理・耕作したい人がいて農地の利用として最適になるのであれば良いことなのかなと思います。

坂口議長 他にないかありませんか。

園田委員 農地法第 3 条の説明を詳しくお願いします。また、農地法第 3 条で取得後の地目変更はできるのでしょうか。

續係長 農地法第 3 条については、農地を農地として利用するために所有権移転や賃貸借権が伴うものです。

地目変更については、農地法第 4 条もしくは第 5 条許可申請にて行っていただくこととなります。

園田委員 農地法第 3 条で取得後、その農地については生涯農地をして利用をしなくてはならないのでしょうか。それとも、転用などをしてもよいのでしょうか。

坂梨事務局長 3 条で取得後の制約についてですが、5 反要件が撤廃されたことにより色々な質問が国にあがっております。新規参入の農業者や少しの農地を取得して農作業をしたいという人に 3 条で所有権移転をして、3 年間は農地として利用をして耕作しなければならないというような条件を付けてもいいのかという質問に対し、期間をもって設定することは好ましくない。との回答でした。園田委員が言われるように、取得後すぐに転用

していいのかということに関しては、法律上では規制はありません。ただ事務局としても申請者に確認をされていて、すぐ転用されるのであれば今回の3条申請は好ましくありません。1年2年で転用されるのであれば5条で申請してください。という話は再三しています。期限の制約は設けることはできませんが、当分は転用しないという確認をしておりますので、すぐに転用申請が出されることはないのかなと思います。

坂口議長

以前からの話からすると、最終的には転用することが最終的な目標ではあります。今回の3条申請で取得するかしないかによって、将来転用する際に、4条になるのか5条になるのかとなるわけです。申請者としては、3条で自分の土地にして4条で転用しようと考えているのではなかろうかと思うわけです。農業委員会としてもこの案件はずっと関わってきているので各々考えることもあると思いますが、續係長や坂梨事務局長が言うように法的には問題ない申請になります。

濱田委員

3条で取得した場合、その記録というのは残っていくのでしょうか。仮にすぐに転用した場合、農業委員会として何か規制できるのでしょうか。

續係長

3条で取得後は、所有権移転をするため法務局で登記をしていただきます。そのため、登記簿には3条で取得したという記録は残ります。

取得後すぐに転用された場合、農業委員会で実態調査をして否決ということもできます。

永田委員

今回の申請については、法的に問題はないということですよ。

續係長

はい、そうです。

坂口議長

他に何かありませんか。

(異議なし)

坂口議長

異議もないようですので、議案第17号、案件(4)について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

坂口議長

全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つづきまして、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長

——<議案第18号、案件(1)について説明>——

坂口議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を岩村推進委員よりお願いいたします。

- 岩村推進委員 5月9日午前11時より申請者代理人立会のもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画などを確認しましたが許可要件は満たしていると思われしますので、審議方お願いします。
- 坂口議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。
(異議なし)
- 坂口議長 異議もないようですので、議案第18号、案件(1)について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。
(全員賛成)
- 坂口議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。
つづきまして、議案第19条、氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)に関する件を上程します。事務局より説明願います。
- 大寺職員 ——<議案第19号について説明>——
- 坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法ですので認めたいと思いますが、何かご意見はありませんか。
(異議なし)
- 坂口議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。
つづきまして、議案第20号、農用地利用集積促進等計画書(配分)に関する件を上程します。事務局より説明願います。
- 大寺職員 ——<議案第20号について説明>——
- 坂口議長 これは、バンク法第19条第3項において農業委員会の意見を聴取するものとなっております。何かご意見はありませんか。
- 入江委員 10アール当たり8万円は高い気もしますが。
- 上田主事 耕作物がWCSになりまして、WSCの補助金額の8万円をそのまま賃料として設定されました。
- 坂口議長 他に何かありませんか。
(異議なし)
- 坂口議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。
つぎに、その他の連絡事項についてです。事務局より説明願います。
- 坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——
委員の皆さまから何かありませんか。
それでは、閉会を行います。
- 永田副会長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 27 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)